

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置法等の一部を改正する法律案・賛成討論

立憲民主・社民・無所属 古賀 千景

立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。

「人のためにと思ってついた職業。あこがれた仕事。

自分が向いていなくても、必死で勉強しても、

自分の性格が変わらなかった・・・子どもにめいわくをかけてしまう・・・

大好きな子どもなのに・・・こんなことなら生きていても仕方がない。

今までの謝罪や罪ほろぼしになればと思う。さようなら」

これは、初任者になって5か月で自死を選んだ教職員の遺書です。この教職員の方は、自分が小学校のときの担任の先生との出会いがきっかけで、小学校の先生になりたいくて、教職に進みました。しかし、時間外在校等時間は、5月中旬～6月中旬まで148時間、6月中旬～7月中旬まで129時間と、過労死ラインとされる月80時間を大きく超えていました。

「息子が子どもの頃から憧れていた職業が小学校の先生でした。教員試験に合格した時は、子どものように喜んで満面の笑顔で嬉しそうにしていたその顔を生涯忘れることはありません。」これが教職員の保護者の言葉です。

彼は本当に教職員に向いていなかったのか、なぜ148時間という時間外在校等時間まで働かなければならなかったのか。自死の理由は様々あるでしょう。しかし、この給特法も、彼の死に大きく影響していると思います。

半世紀前に制定された給特法では「残業代も出ず、超勤四項目以外には教員に時間外勤務を命じることができない」となっています。教職員が5時以降にやっている業務は、全て自主的自発的行為とみなされ、「業務」とは位置付けられていません。文科省は、「誰一人、取りこぼさない」と言われますが、教育現場がこのような状況で子どもたちを大切にできる授業ができるとお考えですか。

多くの教職員は疲弊しています。教職員の精神疾患による病気休職者は、2023年度には過去最多の 7,119 人となりました。そして病気休職者の代替教員は慢性的に不足しており、担任のいない学級が全国に急増しました。給特法があるために、困っているのは子どもたちなのです。

今回、政府から出てきた改正案は、「教職員の業務削減」「定数改善」「教育課程の見直し」等にはほとんど触れられていませんでした。給特法廃止または抜本的見直しをめざしている立憲民主党としてはとても賛成できる内容ではありませんでした。

しかし、「今、一番必要な事は、教職員の命と健康を守る事。そして学校に欠員なく十分な教職員がいること。何より学校で子どもたちが安心して学べる事。」そう考え、立憲民主党は「提出された閣法に修正を入れるべきだ」という方針を決めました。そして、立憲民主党を中心として修正に向けた議論が行われ、結果として、与野党の多くのご賛同を得て、衆議院で修正案が提出され、可決しました。

「時間外在校等時間に関する目標を達成するために、政府が措置を講ずるものとする」との文言も盛り込まれ、政府が、学校における働き方改革の実現に対する責任を有することが、法的拘束力のある附則に明記されたのです。多くの措置を盛り込むことで、学校における働き方改革を着実に推進する、確かなレールも敷かれることとなりました。ご賛同いただいた与野党の皆さんに感謝いたします。

衆議院における修正では学校における働き方改革は、政府、地方公共団体、教育委員会、学校を始め、関係者が一体となって取り組まなければなりません。政府においては、衆議院における修正の経緯を踏まえ、教育委員会や学校現場に働き方改革のとりくみを丸投げするのではなく、強い責任感を持って、修正に盛り込まれた措置を確実に講じていただかなければなりません。

以下、衆議院において修正された事項を中心に、政府が今後取り組むべき方向性について、六点、お示します。

第一に、教員一人当たりの持ち授業時数の削減についてです。多くの教員は、子どもたちの学びを充実させるために、夜遅くまで学校に残って、次の日の授業準備をしています。給特法の枠組みの下で、残業代が支給されないにもかかわらずです。教職員の善意と献身に依存した現状は、もはや限界があり、速やかに改めなければなりません。教員一人当たりの持ち授業時数を、1 日当たり 4 コマ、週 20 コマ程度にまで着実に減らし、教員が勤務時間内に授業準備を確実に終えられるような環境を整備するよう、政府に強く求めます。

第二に、教育課程の編成の在り方を検討することについてです。学習指導要領の記載内容が分厚くなり、標準授業時数も増加しています。学校現場は、膨れ上がった学習指導要領の内容を教えることで手一杯となっています。子どもたちも、膨大な学習内容を消化するのに必死で、学ぶ喜びを感じる余裕がありません。現在、学習指導要領の改訂に向けた検討が進められておりますが、標準授業時数を削減して、子どもたちがゆとりを持って学べるようにするなど、子どもたちを中心に据えた議論としていただきますよう、強く求めます。

第三に、教職員定数の標準の改定についてです。教職員定数は、学級数に「乗ずる数」と呼ばれる一定の係数を掛けて算定されます。法案審議においては、あべ文部科学大臣から「必要に応じて「乗ずる数」も含めた今後の義務標準法の在り方についても検討していく」との答弁がありました。今こそ、義務標準法のありかたについて見直すべきです。

第四に、教員以外の支援人材の増員や、保護者との意見の相違等への対応についての支援、部活動の地域展開のための財政援助についてです。政府は、目標期限となる令和 11 年度に掛けて、どのような財政措置をどの程度の規模で実施する予定なのか、その全体像を具体的に示す必要があります。

第五に、令和 8 年度からの公立中学校の 35 人学級の実現についてです。各教育委員会が中学校教員を確実に確保し、令和 8 年度からの中学校 35 人学級を円滑に実施できるよう、義務標準法改正案の早期提出を求めます。その上で、高等学校の 35 人学級の実現も必要です。このこともぜひご検討いただきたい。

第六に、教員の勤務の状況の調査についてです。法案審議では、教育委員会が把握するデータと、教員勤務実態調査との間には大きなずれがあるとの指摘や、教育委員会が把握するデータには、休憩時間、持ち帰り業務の時間、土日の勤務実態が正確に把握されていない等の指摘がなされていきました。勤務実態を正しく

把握できなければ、適切な対応策を考え、実行していくことはできません。教員勤務実態調査の実施を強く求めます。

以上、政府が今後取り組むべき方向性をお示しいたしました。衆議院における修正を経て、学校における働き方改革を推進する着実な一歩を踏み出せたのは、重要な成果と考えています。ただし、これで学校における働き方改革は解決しません。

だからこそ、今回の法改正で歩みを止めてはならないのです。時間外在校等時間を令和 11 年度までに月平均 30 時間程度に削減する目標がありますが、これは本来、ゼロにすべきです。更なる削減に向けた取組を進めていく必要があります。

また、代替者が来ないという今の現実、臨時採用教職員の処遇があまりにも厳しいからです。臨時採用教職員の処遇改善も政府に強く要求します。

そして、今回の改正案は主に教員中心に考えられています。政府はよく「チーム学校」という言葉を使われますが、学校には教員以外の少数職種、例えば養護教員、事務職員、学校司書、栄養教職員、実習教員、寄宿舎指導員、現業職員等もいらっしやいます。この教職員たちの働き方改革についても政府は考えていく必要があります。

今回の法改正は、ようやくスタートラインに立ったというだけです。最終的には、給特法の廃止、または抜本的見直しに向け、立憲民主党は、これからも取り組んでいく決意を申し上げ、私の討論を終わります。